

注 記

重要な会計方針

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、単体もしくは一式の取得価額が20万円を超えるものについて、法人税法で定める耐用年数により取得価額の10%を残存価額とする定額法により計上しております。ただし、建物（建物附属設備に限る。）の残存価額については、備忘価格（1円）とする定額法により計上しております。

(2) 無形固定資産の減価償却方法

商標権については、法人税法で定める耐用年数により、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（4年）を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

(3) リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引のうち、単体もしくは一式の取得価額相当額が300万円を超えるものについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、減価償却方法については、契約期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

2. 外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

3. 賞与引当に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期帰属分を引当計上しております。

4. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当引当金については、役員及び職員の退職金支給に備えるため、役員については役員退職手当支給規則、職員については退職手当規則に基づく要支給額の100%を引当計上しております。

5. 責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13年3月29日平成13・03・27貿第2号）に基づき算出した額を計上しております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産を無償使用している事務室等施設の機会費用は、「不動産白書2002」の平均実質賃料を参考に計算しております。

経済産業省本省別館2階のコンピュータ室

大阪経済産業局（合同庁舎）の大阪支店

名古屋経済産業局本館1階の名古屋支店

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り（0.7%）を適用しております。

(3) 政府からの出向職員の退職手当増加分の機会費用の算出

経済産業省からの出向者に対しては、当期在職期間における退職手当の増加額を計上しております。

7. 重要な会計方針の変更

従来、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令」（平成13年3月29日 経済産業省令第104号。）附則第2条により、「独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号。）第36条第4項第一号に掲げる財産（以下「被出資財産」という。）

に係る損益の計算については特別利益及び特別損失として計上してはりましたが、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（平成15年3月31日 経済産業省令第49号）により、被出資財産の評価差額（未収収益に係るものを除く。）の計算は、資本剰余金に計上することに变更しております。

なお、この変更により、従来と同一の会計処理を行った場合に比べ、特別利益は13,661百万円、特別損失は8,833百万円、当期総利益は4,828百万円それぞれ減少しております。なお、資本剰余金は4,828百万円増加しております。

8. 表示方法の変更

従来、政府より出資を受けた債権等に関し、損益計算書等において「出資債権等」として科目等を表示してはりましたが、より適切な表示とするため「被出資債権等」に改めております。

また、前受保険料につきましては、仮受金に含めて表示してはりましたが、表示の明瞭性の観点より、当事業年度より区分して表示してはります。

なお、前期に仮受金に含めていた前受保険料は4,945百万円であります。

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

固有の表示科目の内容

勘定科目	内容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び支払備金に係る保険代位債権発生見込額を計上してはります。
未収保険料	契約申込みにより生じる契約者に対する未収債権を計上してはります。
再保険貸	国との再保険取引に基づいて生じる債権を計上してはります。 国からの返還再保険料の未回収額 国からの再保険金の未回収額
支払備金	当事業年度末において既に発生した損害、及び発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づいて補償するに必要と認められる金額を「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13年3月29日平成13・03・27貿第2号）に基づき計上してはります。
責任準備金	保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額、及び再保険を引き受けた契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額を、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13年3月29日平成13・03・27貿第2号）に基づき計上してはります。
再保険借	国との再保険契約に基づいて生じる債務を計上してはります。
前受保険料	保険責任期間が翌期以降に開始する保険契約の保険料を計上してはります。
正味収入保険料	収入保険料から支払再保険料を控除した金額を計上してはります。 なお、収入保険料は元受収入保険料と受再保険料収入の合計額を計上してはります。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した金額を計上してはります。 なお、支払保険金は元受支払保険金と受再支払保険金の合計額を計上してはります。

保険金回収見込額等	以下の合計額を計上しております。 保険金支払時の保険代位債権発生額 信用事故に係る保険代位債権の回収額 非常事故に係る資産計上していない保険代位債権の回収額 支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額 資産計上した信用事故に係る保険代位債権回収見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額
支払備金戻入額	支払備金の当期戻入額を計上しております。
責任準備金繰入額	責任準備金の当期繰入額を計上しております。
保険代位債権等 評価差額金	「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」(平成15年3月31日経済産業省令第49条)による、被出資保険代位債権等に関する評価差額金(未収収益に係るものを除く)であり、当該評価差額金は、資本剰余金に計上することとしております。
リスク債権等為替差額	政府より出資を受けた債務繰延に関する非常事故保険代位債権等について、当事業年度末の外貨建債権等に係る為替換算差額を計上しております。
信用債権等評価差額	政府より出資を受けた信用事故保険代位債権等について、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13年3月29日平成13・03・27貿第2号)に基づき算定した、当事業年度末の評価差額を計上しております。
貸倒引当差額	政府より出資を受けた債務繰延に関する非常事故保険代位債権について、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13年3月29日平成13・03・27貿第2号)に基づき算定した、貸倒引当金額の当事業年度末における引当差額を計上しております。